

## 2 被扶養者の手続き

- 健康保険被扶養者（異動）届（p. 51～55）
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届（p. 56～57）

### 事例 2

医療法人財団福八会あいかわ内科クリニックの理事長の相川潤一さんの妻である明子<sup>あきこ</sup>さんは、正社員として勤務していた会社を平成 24 年 6 月 30 日をもって退職しました。雇用保険制度より失業給付は受給せず、転職もしないため、夫の扶養者となることになりました。妻の明子さんの詳細は、下記の通りです。

生年月日	昭和 42 年 4 月 30 日
基礎年金番号	9876 - 543210
住所	東京都八王子市南大沢 8-8-8
電話番号	042-666-6666

理事長の相川潤一さんの詳細は、p. 5 をご参照ください。

健康保険の被扶養者の手続きについて解説します。p. 51～53 の見本を見てください。

被扶養者の手続きをするには、年金事務所へ「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。この届は、3 枚複写になっています。1 枚目（p. 51）が「正」、2 枚目（p. 52）が「副」として手続き終了後に会社へ返却されます。また、3 枚目（p. 53）が「国民年金第 3 号被保険者届」となっていて、配偶者を被扶養者とする手続きのときのみ提出するものです。事例の場合、妻を被扶養者とするため、3 枚の提出が必要です。

「被保険者欄」は、理事長の相川潤一さんについての詳細を記載します。「④異動の別」は、被扶養者とするときは「追加 1」、被扶養者だった者を被扶養者でなくすときは「削除 2」を○で囲みます。「⑤変更内容」については、被扶養者にするときや被扶養者でなくすときの手続きには、記載の必要はありません。これは、被扶養者である者の氏名変更や生年月日の訂正などのときに記載するものです。

「被保険者欄」で特に注意すべき点は、「④標準報酬月額」の記載です。これは、被扶養者の手続きをした時点での標準報酬月額を記載します。また、国民年金の第 3 号被保険者の手続きを兼ねていることから、「⑤基礎年金番号又は手帳記号番号」の記載も忘れないようにしましょう。

「配偶者である被扶養者欄」は、配偶者を被扶養者とするときや配偶者が被扶養者でなくなるときに記載が必要です。配偶者以外の親族等を被扶養者にするためには、

